

令和元年度 第10回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

令和元年度第10回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年1月7日(木) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願に対する意見について

日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第9 議案第7号 農地台帳登載願について

日程第10 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第11 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第12 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

日程第13 決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

出席委員(18名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大西 嘉一郎 | 2番 | 石川 有利 |
| 3番 | 星川 安德 | 4番 | 横尾 昇 |
| 5番 | 押条 和司朗 | 6番 | 篠原 義尚 |
| 8番 | 武村 美枝子 | 9番 | 妻鳥 和美 |
| 10番 | 高橋 博 | 11番 | 坂上 宏 |
| 12番 | 尾崎 靖雄 | 13番 | 鈴木 博美 |
| 14番 | 高橋 藤信 | 15番 | 辻 政春 |
| 16番 | 河村 薫 | 17番 | 齋藤 伊勢子 |
| 18番 | 則友 祝幸 | 19番 | 石川 武将 |

出席農地利用最適化推進委員(20名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 脇 純樹 | 2番 | 藤田 紘正 |
| 3番 | 薦田 悦男 | 4番 | 森川 雅之 |
| 5番 | 高橋 忠明 | 6番 | 合田 慎太郎 |
| 7番 | 宇高 勉 | 9番 | 石村 好典 |
| 12番 | 高橋 功 | 14番 | 三好 忠行 |
| 15番 | 河村 一碩 | 16番 | 合田 篤夫 |
| 18番 | 真鍋 義孝 | 19番 | 加地 照男 |
| 20番 | 渡邊 繁 | 21番 | 越智 寧 |
| 22番 | 村上 佳清 | 23番 | 近藤 良啓 |
| 24番 | 高橋 祥志 | 25番 | 鈴木 敏也 |

欠席農地利用最適化推進委員(4名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 8番 | 鎌倉 静夫 | 10番 | 中泉 敏則 |
| 11番 | 石川 修平 | 17番 | 鈴木 一郎 |

出席した職員

事務局長 篠原 敬三
係 長 岡田 昇
係 長 大西 かおり

次 長 石川 考太
係 長 合田 圭
専門員 大西 唯文

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、改めまして新年おめでとうございます。また事務局の皆さんにはこの1年お世話になります。どうぞよろしく申し上げます。暮れの忘年会の時に市長から話がありましたけれども、今年は農地の有効利用のため、人・農地プランのなお一層の推進をお願いしたいということで、これは今年の夏、農地パトロールをやっていただきましたが、この現地調査を基に貸し手・借り手のマッチングにご尽力をお願いしたいと思っています。今年の3月には農業委員、推進委員の改選があります。地区によっては人選がままならなかったということも聞いております。これも1つには若い農業従事者が少ないのが根底にあると思います。人が少なくなると集落の存続も難しくなっていますが、若い人の参入をできるだけやっていただくようお願いいたします。本日は年始の忙しい中、第10回の農業委員会総会を開催したいと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の8番 鎌倉静夫委員、10番 中泉敏則委員、11番 石川修平委員、17番 鈴木一郎委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、4番
横尾 昇委員、3番 星川安徳委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に
ついてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号23番～25番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請
についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について
ご説明いたします。受付番号106、金生町下分の田2筆について、売
買による所有権移転です。受人は申請地に隣接する農地を所有してお
り、それらと一体利用するための申請です。農地法第3条第2項の各号
に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稲の作付
けを予定しています。受付番号107、土居町北野の田1筆について、
申請人の両名は兄弟であり、渡人である兄は遠方に居住しており耕作
できないため、申請地近くに居住する弟へ贈与するものです。農地法
第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取
得後は、水稲、里芋の栽培を予定しています。受付番号108、土居町
北野の田1筆について、小作地を所有地にしたいという受人の要望から
農地を無償で譲り渡すこととなった案件です。農地法第3条第2項の各
号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稲の作
付けを予定しています。受付番号109、土居町入野の畑1筆について、
前回の総会でも同様の案件がありましたが、農地である申請地と農地
ではない土地を交換するものです。農地法第3条第2項の各号に該当
しておらず、許可要件を満たしています。取得後は果樹栽培を予定し
ています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号106番

星川委員 以前から耕作放棄地でしたし、整地には時間がかかるとは思いますが、異議ありません。

議 長 107番

委 員 107番、108番異議ありません。

議 長 109番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。受付番号9、土居町津根の案件について、申請地の周囲が工業団地となり、貸露天駐車場として整備するものです。なお既に造成されておりますが、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号10、土居

町野田の案件について、申請人は所有している農業兼家庭用倉庫として道具置場及び農作業場とするものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号11、土居町蕪崎の案件について、申請人は食肉販売及び畜産物卸販売を営んでいますが、既存の駐車場は県道13号線を挟んで北側に数台分ありますが、店舗に向かうには道路を渡らないといけないため以前より危険でありました。また、駐車場が不足しているため、来客用兼従業員の貸露天駐車場として利用するものです。なお既に造成されておりますが、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号9番

委 員 異議ありません。

議 長 10番

委 員 異議ありません。

議 長 11番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進

達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてをご説明いたします。受付番号14、金田町半田の案件について、当初計画者は一般個人住宅を建築するため、平成17年9月29日に許可を受けましたが、許可後に親族の介護等が必要な状況となりました。継承者は一般個人住宅を建築するために土地を探していたところ、双方の利害が一致し一般個人住宅を建築するものです。申請地は農地のため議案第4号受付番号173の案件となります。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号15、土居町天満の案件について、当初計画者は、一般個人住宅及び店舗を建築するため、平成30年6月6日に許可を受けましたが、諸事情により一般個人住宅のみの建築に変更するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号14番

委 員 異議ありません。

議 長 15番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変

更に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。
拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。申請数は19件です。受付番号171 川之江町の案件について、受人は造園業を営んでいますが、住宅の外構工事の受注が増加し、工事に必要な資材を置く場所が不足しているため、申請地を借り受けての資材置場建設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。なお既に資材置場として利用されていますが、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号172、金生町山田井の案件について、受人は現在両親と同居していますが、新居を建築するため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号173、金田町半田の案件について、議案第3号受付番号14と関連していますが、受人は自己住宅を建築するために土地を探していたところ双方の利害が合致し、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号174、柴生町の案件について、受人は現在賃貸物件にて居住していますが、新居を建築するため申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号175、下柏町の案件について、受人は申請地の北側に倉庫を所有していますが手狭であるため、新築移転を考えていたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての倉庫増築です。受人、〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号176、下柏町の案件について、受人は現在社宅にて家族3人で居住していますが手狭であるため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。

受付番号177、三島宮川4丁目の案件について、受人は現在賃貸物件にて居住していますが、家族が増え手狭であるため、祖母の所有地である申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号178、豊岡町大町の案件について、受人は現在賃貸物件にて家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭であるため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号179、豊岡町岡銅の案件について、受人は以前から再生可能エネルギーの太陽光発電に関心があり、今回事業として投資し、今後の安定した事業経営をするために申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。受人、稲垣真琴。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号180、豊岡町岡銅の案件について、受人は以前から再生可能エネルギーの太陽光発電に関心があり、今回事業として投資し、今後の安定した事業経営をするために申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。受人、〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号181、豊岡町長田の案件について、受人は現在実家にて7人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭であるため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号182、土居町上野の案件について、受人の父が高齢になり以前のように農業を行うことができず、また、耕作を引受けてくれる人を探しましたが見つからなかったため、申請地を借り受けての太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号183、土居町藤原4番耕地の案件について、受人は精麦業を営んでいますが、事業拡大のため申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号184、土居町藤原6番耕地の案件について、受人は藤原地区中心に7ヘクタールほど水稻を作付けしていますが、農業用資材や農機具置場が現在の農業用倉庫では手狭であるため、申請地を譲り受けての農業用倉庫建築です。受人、〇〇〇〇。なお既に造成されておりますが、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号185、土居町津根の案件について、受人は現在借家住まいをしていますが子供が生まれ手狭であるため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号186、土居町津根の案件について、受人は申請地の隣接地において介護の技能実習生を受入れるために共同住宅を建築する計画ですが、駐車場を確保できないた

め申請地を譲り受けての駐車場建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号187、土居町野田の案件について、受人は建設業を営んでいますが、申請地周辺において受注が大幅に増加し、それに伴い緊急に資材の保管場所確保の必要性があるため申請地を譲り受けての資材置場建設です。受人、〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号188、土居町天満の案件について、受人は太陽光発電関連事業を全国で展開していますが、日照・通風も良好な申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号189、土居町蕪崎の案件について、議案第2号受付番号11と関連していますが、申請人は食肉販売及び畜産物卸販売を営んでおり、既存の駐車場は県道13号線を挟んで北側に数台分ありますが、店舗に向かうには道路を渡らないといけないため以前より危険でありました。また、駐車場が不足しているため、来客用兼従業員の貸露天駐車場として建設するものです。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号171番

薦田推進委員 始末書が提出されているので問題ありません。

議 長 172番

委 員 異議ありません。

議 長 173番

委 員 異議ありません。

議 長 174番

委員 異議ありません。

議長 175番

委員 異議ありません。

議長 176番

委員 異議ありません。

議長 177番

委員 異議ありません。

議長 178番

委員 異議ありません。

議長 179番

委員 179番、180番、181番異議ありません。

議長 182番

委員 異議ありません。

議長 183番

委員 異議ありません。

議長 184番

委員 異議ありません。

議長 185番

委員 185番、186番異議ありません。

議 長 187番

委 員 異議ありません。

議 長 188番

委 員 異議ありません。

議 長 189番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願に対する意見についてご説明いたします。受付番号1、川之江町の案件について、申請者は当初資材置場兼車両置場を建築するために許可を受けましたが、経営計画に変更が生じ、転用する目的を失ったために許可を取り消したいとの願がありましたので許可を取り消すものです。受付番号2、土居町津根の案件について、申請者は当初太陽光発電施設を建設するために許可を受けましたが、電力の供給ルートを確保するために、民有地敷地内の電柱立替と民

有地上空通過の同意が複数必要でありましたが、電力会社が交渉した結果、同意が採れなかったために許可を取り消したいとの願がありましたので許可を取り消すものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議 長 受付番号1番

薦田推進委員 止むを得ないと思います。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、許可取消相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第8 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

(合田係長、受付番号115番～128番を議案書により説明)
※受付番号121番については取り下げ

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号129番から139番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号115番、質疑ありませんか。

委 員 115番、116番異議ありません。

議 長 117番

宇高推進委員 ○○さんは3年前から農業をしているので問題ありません。

議 長 118番

委 員 異議ありません。

議 長 119番

委 員 119番、120番異議ありません。

議 長 122番

委 員 異議ありません。

議 長 123番

委 員 123番から128番まで異議ありません。

議 長 受付番号129番から139番までの再設定について質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに

賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第9、議案第7号、農地台帳登載願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第7号、農地台帳登載願についてご説明いたします。受付番号10、妻鳥町の畑1筆について、以前に譲渡していた農地の代替地として譲り受けたものです。登載申請受付後、横尾農業委員と事務局とで現地調査を行い、作物の栽培ができるよう耕起された状態を確認しています。また申請地は申請者の自宅裏と耕作に便利な環境です。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号10番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、農地台帳登載願について、原案のとおり農地台帳に登載することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、農地台帳に登載する

ことに決しました。

議 長 日程第10、議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文 君。

大西専門員 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご説明いたします。受付番号5の願出人は三島朝日の〇〇〇〇、被相続人の〇〇〇〇〇〇さんは昨年3月に亡くなりました。被相続人の耕作面積が0となって猶予を受ける土地が13筆ありますが、平成23年4月20日に贈与税の納税猶予を受けられており、そのため被相続人の耕作面積が0となっております。また贈与税の納税猶予を受けた農地に対して相続税が発生しますので、今回、13筆9,724.33平方メートルの農地の相続税の納税猶予の適格者証明願を出されたものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号5番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第8号は、適格者である証明をすることに決しました。

議 長 日程第11、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止
についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文 君。

(大西専門員、受付番号17番～19番を議案書により説明)

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば
よろしくお願ひします。

議 長 受付番号17番

委 員 異議ありません。

議 長 18番

委 員 異議ありません。

議 長 19番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、
廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の拍手を
求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない
旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第12、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する

意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川考太 君。

石川次長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてご説明します。受付番号9、個別除外の案件です。申出者、〇〇〇〇〇有限会社代表取締役、〇〇〇〇〇は市内金田町金川に事務所を構え建設業・土木業を行っており、創業来、業績は好調であります。事業展開する中で事務所に隣接する作業場が手狭となったため、資材置場と倉庫等の確保が急務となり苦慮しています。そこで、事業用地の拡張を図るための選定条件として、事務所からの道のり等を考慮し、取引先が多い金田町半田地域を中心に1,000平方メートル程度の土地が確保できること、高知自動車道より南側、国道192号線より北側、松山自動車道より東側、なお、東側は県道川之江大豊線までを対象とし、2トンダンプが通行可能な道が接する土地を探しましたが、条件の合う雑種地は無く、また、白地の農地でも条件や所有者と折り合いがつかず、交渉が不調に終わり決定するまでには至らなかったため、止むを得ず申出者の妻の所有地を農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号9番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第13、決議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。高橋 博委員。

高橋 博委員 決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。昨年10月、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されました。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め過去1年間で4件となり、この間、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出されたところです。一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れないものです。我われ農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っており、全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務にあたらなければならないと同時に組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければなりません。よって、我われは、以下について組織一丸で取り組むことをここに申し合わせ、決議します。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 全ての農業委員会が再発防止に向けて、法令遵守や倫理観を高めるための研修実施すること。特に、改選等によって新たに選ばれた農業委員、農地利用最適化推進委員に対しては、できるだけ早い時期に研修を実施すること。令和2年1月7日。四国中央市農業委員会。以上であります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 決議第1号について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 決議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決議することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、決議第1号は、原案のとおり決議することに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:35)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長	石川有利
委 員	横尾 昇
委 員	星川安徳